

議案第54号

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合理約の一部変更について

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合理約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成19年9月6日提出

天理市長 南 佳 策

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合理約の一部を変更する規約

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合理約（平成17年1月1日奈良県指令市町村第989号）の一部を次のように変更する。

第17条中「郵便貯金又は」を削る。

附 則

この規約は、平成19年10月1日から施行する。